

一般社団法人北斗市観光協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人北斗市観光協会（以下「協会」という。）がインターネット上に公開するホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治的活動、宗教的活動又は社会問題等についての主義主張に係るもの
- (4) 個人又は団体等の意見広告又は名刺広告
- (5) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (6) その他協会のホームページに掲載する広告として会長が不適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、ホームページに掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 掲載することのできる広告の規格は、原則として次の通りとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横150ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG もしくは PNG
- (3) 容量 20KB 以下

2 広告の位置は、原則として協会のホームページの下部とする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、広告枠1枠月額3,000円（別途消費税）とする。ただし、協会会員は減額し、1枠月額2,000円（別途消費税）とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、6月単位とする。

2 広告は、6月を超えて掲載することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、広告の掲載開始日および終了日を定めることができる。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載の申し込みをしようとするものは、一般社団法人北斗市観光協会広告掲載申込書に広告原稿案及び資料を添付し、会長が定める期限までに郵送、ファ

ックス又は電子メールにて申し込むものとする。

2 申し込みの期限は、広告の掲載開始希望日の2週間前までとする。

(広告の掲載の決定)

第8条 会長は、前条の規定による広告の掲載の申し込みがあったときは、第3条の規定に基づき、当該広告掲載の可否を決定し、一般社団法人北斗市観光協会広告掲載可否決定通知書により通知しなければならない。

2 会長は、広告の掲載の申し込みが、協会のホームページ上の広告枠数を超えた時は、次の順位により掲載する広告を決定する。

(1) 第1順位 国又は地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 第2順位 協会の会員

(3) 第3順位 掲載希望月数に掲載希望枠数に乗じて得た数の多いもの

3 前項の規定によっても、掲載する広告を決定できない時は、抽選により決定する。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告の掲載料を会長の指定する期日までに一括で納付するものとする。

(広告原稿の提出)

第10条 広告主は、会長が指定する期日までに広告原稿を提出しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による変更を広告主が行わないとき

(4) その他協会のホームページへの広告の掲載が適切でないと会長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるとき、広告主は掲載期間終了日の2か月前までに書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告の掲載の決定後掲載の開始前において、広告主の責めに帰すことができない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全

額返還する。

- 2 広告の掲載の開始後、広告主の責めに帰すことができない理由により、広告を掲載することができなかったときは、掲載決定機関の残存月数に応じ広告掲載料を返還する。
- 3 月の途中で広告の掲載をすることができなくなった場合は、当該月の日数に基づき日割り計算により広告掲載料を返還する。この場合において、円未満は切り捨てるものとする。
- 4 前各項の規定により変換する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容等に関する一切責任は、広告主が負うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。